

令和 5 年度鳥栖三養基地域自立支援協議会 第一回就労支援部会

(議事録)

令和 5 年 6 月 6 日 (火)

13 時 30 分～15 時

鳥栖市役所 3 階大会議室 1, 2

【はじめに】

- ・ 部会長、副部会長挨拶
- ・ 新規事業所紹介：なごみ [【チラシ①】参照](#)

(1) 令和 5 年度就労支援部会事業計画及び内容について

○事業計画と内容について [【資料①】参照](#)

○今後就労支援部会で取り上げてほしい議題等、事前アンケート結果について

- ・ 一般就労への取り組みや成功事例の報告。
- ・ グループホームの情報等があれば知りたい。
- ・ 作業時の利用者の配置について
- ・ 題材に分けて、グループワーク等を実施してほしい。
- ・ 事例の共有（本人に気づきを促せた。労働の中で本人が変わった。次の目標を立てられた。達成したなど）

(2) 虐待防止研修 『事業所内での虐待防止について』

鳥栖・三養基地区障害者虐待防止センター 神近大基

[【資料②】参照](#)

●質問事項

Q：事業所を利用している方の親から職員に対し、離職に追い込まれるほどの高圧的な対応を受けたことがあった。利用者との契約内容でそのような場合に対応できる項目を作成している事業所があれば教えて欲しい。また、このようなケースも虐待防止に該当するか？

A①：職員が安心して働くことが出来る場を作るという点で大切なことではないか。また、ハラスメントに関わる文言を入れてもいいのでは。

A②：利用者の特性に応じた対応についても虐待にとられかねない状況も考えられ、その時々に合わせて個別的な対応が必要。また、契約書等には事業所が暴力や威圧的な対応を受けたら契約の解除が出来る文言を盛り込んでいる場合もある。

(3) 空き情報（令和 5 年 5 月分）について

○空き情報調査について

→今後キャッチホームページにて公表していくことについて、会場参加者の同意を得た。（5 月、11 月で実施の予定）

○就労継続支援事業所（A 型・B 型）の併用利用について意見交換

- ・例えば C 事業所に週 2 回、D 事業所に週 3 回利用することがあって良いのではないか？
- ・自治体ごとにある町では併用可、他の町では併用不可ということは避けて欲しい。
また、児童は放課後サービスの併用利用は可能だが、就労継続支援事業所の併用が不可である理由は制度上見つからない。
- ・実際に併用利用をしているケースでは、夏場は屋外作業が主の G 事業所の利用を避け、屋内作業がある H 事業所を利用する形で併用利用をとっている。
- ・2 事業所をどちらも利用してみたいという利用者がおり、行政に申し出たところ。期間を決め、最終的にどちらかの事業所に決めてもらうまで、併用利用を認めてもらったケースがある。
- ・利用者が増えている中で事業所からの申し出で「週 3 日なら通所可能」とすることが増えた場合、併用利用を実施しなければ利用者の行き場がなくなる事につながるのではないか。
- ・発達障害のある方が 2 事業所（移行支援）を併用利用されたケースで、事業所の支援内容が異なることで支援の対応が図れず、目的の支援が遂行できなかつた場合もある。
- ・今後一般就労を検討している方にとっては様々な事業所で経験することは自分を知るメリットになるのではないか。
- ・利用者が一番活動しやすい場所の選択肢を用意するという視点からは併用利用は非常に有効であると感じた。

(4) その他、報告連絡事項

- ・佐賀県職業訓練受講者募集について 【チラシ②】参照
- ・ディキャリア久留米より発達障害交流スペースの紹介 【チラシ③】参照
- ・ミライズより配達弁当「ランチボックスデリバリー」の紹介

次回部会開催

日時：令和 5 年 9 月 5 日（火）13 時 30 分～

場所：鳥栖市役所 会議室